

職長・安全衛生責任者教育 開催のご案内



※予約も可能ですが締切日まで
に受講料の振込がない場合、無
効(取消)となりますので、十分注
意して下さい。

※FAXでの申込みもできますので
その際は、締切日までに受講料を
振り込んでいただき、受講申込書
の原本を講習当日に持参して下さ
い。

※申込み後の取消しは締切日ま
でにご連絡のあった場合に限り受
講料をお返し致します。

※申込締切日後の受講キャンセ
ルにつきましては、いかなる理由
がありましても受講料の返金は致
しませんので、あらかじめご了承
下さい。

※その他

遅刻、欠席、早退等の場合は
修了証の交付はできません。

負傷、疾病等で療養中の方は
受講をご遠慮下さい。



<https://www.hiroroki.jp>

申込先、連絡先

実施機関

(一社)弘前地区労働基準協会

〒036-8081

弘前市大字福田字福岡10

電話：0172-26-0663

FAX：0172-29-1226

事業者は、職場の職長等の第一線監督者に新たに就く者に対して、必要な教育を行わなければならないとなっております。当協会では、労働災害防止の一環として、労働安全衛生法第60条に基づく標記教育を下記により開催致しますので、この機会に多数受講頂きますようご案内申し上げます。

◆ 職長等の教育を行うべき業種(労働安全衛生法施行令第19条)

- | | | |
|-----------|--------|-----------|
| 1. 建設業 | 3. 電気業 | 5. 自動車修理業 |
| 2. 製造業(※) | 4. ガス業 | 6. 機械修理業 |

※食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の皆様は、
令和5年4月1日から職長等に対する安全衛生教育が義務化になりました。

◆ 安全衛生責任者教育を行うべき業種

- | | |
|--------|--------|
| 1. 建設業 | 2. 造船業 |
|--------|--------|

労働安全衛生法第16条では、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者(元方事業者)以外の請負事業者(関係請負事業者)においては、安全衛生責任者を選任し、その者が統括安全衛生責任者と連絡をとりながら、労働災害防止の措置をとるように定めております。

1. 開催日時

令和7年11月12日(水) 8:50~17:00

令和7年11月13日(木) 8:50~17:10 計2日間

※職長教育のみの受講者は13日(木)の15:00で終了となります。

2. 講習会場

サンライフ弘前 2階集会室(弘前市豊田一丁目8-1)

3. 受講料金 1名(税込み価格です。)

○職長教育

	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	合 計 (消費税込)
会 員	14,740 円	880 円	15,620 円
非会員	19,140 円	880 円	20,020 円

○職長・安全衛生責任者教育

	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	合 計 (消費税込)
会 員	16,500 円	1,650 円	18,150 円
非会員	20,900 円	1,650 円	22,550 円

4. 申込み方法

「受講申込書」に次の①を添付し、持参または郵送にて申込み下さい。

① 写真1枚(縦30mm×横24mm)裏面に氏名を記入願います。

・6ヶ月以内に撮影したもの ・正面、脱帽、上三分身、背景無地

5. 受講料支払い方法

受講料は申込締切日までに下記銀行に振り込みをお願いします。

(振込手数料は、ご負担願います。)

青森みちのく銀行 津軽和徳支店 普通

口座番号 103406

口座名義 (一社)弘前地区労働基準協会

6. 申込締切日

令和7年11月5日(水) ※定員に達し次第、受付を終了致します。